

75歳以上の方 「雪下ろし」 支援します

～庄原市高齢者世帯雪下ろし支援制度～

高齢者福祉課 高齢者福祉係
☎0824-73-1165

- 同居している世帯も対象となります。
- (1) 1級～4級の身体障害者手帳所持者
 - (2) ④から⑧までの療育手帳所持者
 - (3) 1級または2級の精神障害者保健福祉手帳所持者
 - (4) 15歳未満の方

支援対象作業は？

次の作業が対象となります。ただし、現在住んでいる住宅に限ります。

- ① 屋根からの雪下ろし
- ② 屋根から下ろした雪の除去
- ③ 屋根から落ちた軒下の雪の除去

支援内容は？

①経費の助成 対象作業に要した経費の3分の1以内の額を助成します。同一年度内に受け取れる助成金の上限は3万7千円です。

②業者の紹介 対応が可能な業者を紹介いたしますので、お問い合わせください。

申請方法は？

業者などへ依頼して行った雪下ろし作業が完了した後、実施状況報告書と領収書の写しを添えて申請してください。

申請窓口・問い合わせ

高齢者福祉課 高齢者福祉係
☎0824-73-1165
または各支所 民生生活室

対象者は？
現在、市内に居住し住民票があり、75歳以上の方のみで構成する市民税非課税の世帯です。
また、次のいずれかに該当する方が

除雪作業に

ご理解とご協力を

11月になりました。早いところでは雪が降り積もることが予想されます。

県と市は、積雪時の通行を早期に確保するため、除雪に努めています。計画的に大型除雪機械を配備し、除雪作業がより早く行えるよう効率化を進めています。

除雪作業は、積雪量や障害物などで時間がかかる場合もあり、道路の幅員や構造によっては、除雪できない道があります。

**除雪作業を効率よく行うために
皆さんの協力は不可欠です**

- 車道・歩道上に除雪作業の障害となるものは置かないください。
- 家や駐車場の出入り口は特に注意して除雪していますが、状況次第では雪でふさいでしまう場合があります。ご了承ください。
- 道路脇の樹木の枝が積雪でたわみ通行の障害になる場合は、樹木の所有者の責任で撤去するなどの対応をお願いします。特に危険な場合には、伐採することがあります。



問い合わせ

【国道・県道の除雪】
広島県北部建設事務所庄原支所土木課
☎0824-72-2015

【市道・歩道の除雪】

建設課土木係	☎0824-73-1152
西城支所産業建設室	☎0824-82-2182
東城支所環境建設室	☎08477-2-5141
口和支所産業建設室	☎0824-87-2113
高野支所産業建設室	☎0824-86-2113
比和支所産業建設室	☎0824-85-3003
総領支所産業建設室	☎0824-88-3065